

令和8年度税制改正大綱における地方税の改正概要について

1. 個人市民税関係

(1) 個人市民税の給与所得控除等の見直し

- ・給与所得控除について、現行65万円の最低保障額を69万円に引き上げる。なお、令和9年度分及び令和10年度分の個人市民税に係る給与所得控除の最低保障額については、時限的に5万円引き上げ74万円とする。

給与の収入金額	給与所得控除の最低保障額		
	現行	改正後	
	令和8年度	令和9年・10年度	令和11年度以後
190万円以下	65万円	74万円	69万円
190万円超 203万4千円以下	給与等の収入金額 ×30%+8万円		
203万4千円超 220万円以下		改正なし	
220万円超 360万円以下			改正なし
360万円超 660万円以下	給与等の収入金額 ×20%+44万円		
660万円超 850万円以下	給与等の収入金額 ×10%+110万円		
850万円超	195万円(上限)		

○適用時期：令和9年度分以後の個人市民税について適用

○影響試算額：約11,000千円の減(令和9年度)

○条例改正：必要あり

- ・ひとり親の控除について、現行30万円のひとり親の控除額を33万円に引き上げる。

○適用時期：令和10年度分以後の個人市民税について適用

○影響試算額：－

○条例改正：必要なし

(2) 扶養親族等の所得要件の見直し

・扶養親族等の所得要件について、給与所得控除の最低保障額の見直しに伴い次のとおり引き上げる。

- ① 配偶者控除及び扶養控除について、同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を62万円以下（現行：58万円以下）に引き上げる。
- ② ひとり親控除について、ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額の要件を62万円以下（現行：58万円以下）に引き上げる。
- ③ 勤労学生控除について、勤労学生の前年の合計所得金額要件を89万円以下（現行：85万円以下）に引き上げる。

要件等		現行	改正後
①	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件	58万円以下	62万円以下
②	ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件	58万円以下	62万円以下
③	勤労学生の合計所得金額要件	85万円以下	89万円以下

○適用時期：令和9年度分以後の個人市民税について適用

○影響試算額：－

○条例改正：必要なし

(3) 少額投資非課税制度（NISA）の拡充

・非課税口座の口座開設可能年齢について、現行18歳以上の下限を撤廃し、年間投資枠及び非課税保有限度額を、下表のとおりとする。

区分	現行		改正後	
	年間投資枠	非課税保有限度額	年間投資枠	非課税保有限度額
0～17歳	－	－	60万円	600万円
18歳～	360万円	1,800万円	改正なし	改正なし

○適用時期：令和9年1月1日以後、非課税口座内での投資、譲渡について適用

○影響試算額：－

○条例改正：必要なし

(4) 所得税における住宅ローン控除の見直し

・住宅ローン控除について、以下のとおり延長・拡充する。

- ① 入居の期限を令和12年12月31日まで、5年延長する。(現行は令和7年12月31日まで)
- ② 省エネ性能の高い既存住宅について、借入限度額を引き上げ、更に特例対象個人への借入限度額を引き上げる。
- ③ 省エネ基準適合以上の既存住宅の控除期間を13年間に拡充する。
- ④ 令和12年度以降、新築等が認められなくなる予定の省エネ基準適合住宅は、新築住宅・既存住宅ともに借入限度額を見直した上で、新築住宅は令和10年以降は適用対象外とする。
- ⑤ 床面積要件について、40㎡以上に緩和する措置を既存住宅の取得にも適用する。

区分		現行		改正後			
		借入限度額	控除期間	借入限度額	控除期間	借入限度額	控除期間
入居時期		令和6年・7年		令和8年・9年		令和10年～令和12年	
認定住宅	新築住宅等	4,500万円 (5,000万円)	13年	改正なし (改正なし)	13年	改正なし (改正なし)	13年
	既存住宅の取得	3,000万円	10年	3,500万円 (4,500万円)	13年	3,500万円 (4,500万円)	13年
ZEH水準 省エネ住宅	新築住宅等	3,500万円 (4,500万円)	13年	改正なし (改正なし)	13年	改正なし (改正なし)	13年
	既存住宅の取得	3,000万円	10年	3,500万円 (4,500万円)	13年	3,500万円 (4,500万円)	13年
省エネ基準 適合住宅	新築住宅等	3,000万円 (4,000万円)	13年	2,000万円 (3,000万円)	13年	— (—)	—
	既存住宅の取得	3,000万円	10年	2,000万円 (3,000万円)	13年	2,000万円 (3,000万円)	13年

※表中 ( ) 書きは、特例対象個人の借入限度額

※特例対象個人：個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者

○適用時期：住宅の取得等をして令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した場合の令和9年度分以後の個人の市民税について適用

○影響試算額： —

※個人市民税額から控除された額については、全額を国費で補填

○条例改正：必要あり

(5) ふるさと納税制度の見直し

- ・ふるさと納税の特例控除額の控除限度額について、下表のとおりとする。

区分	現行	改正後
道府県民税	個人住民税所得割額の2割	個人住民税所得割額の2割と、77万2千円のいずれか低い額
市町村民税		個人住民税所得割額の2割と、115万8千円のいずれか低い額

○適用時期：令和10年度分以後の個人住民税について適用する。

○影響試算額：－

○条例改正：必要あり

(6) 公的年金等に係る雑所得の見直し

- ・給与等と公的年金等の両方の収入金額を有する者について、その年分の給与所得控除額と公的年金等控除額の合計額が280万円を超える場合には、その超える部分の金額をその公的年金等控除額から控除する。

○適用時期：令和10年度分以後の個人市民税について適用

○影響試算額：－

○条例改正：必要なし

(7) 金融商品取引法等の改正に伴う譲渡所得の見直し

- ・暗号資産取引業（仮称）を行う者に対して暗号資産（金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等に限る。）の譲渡等をした場合について、その譲渡等による譲渡所得等は、他の所得と分離して20%（所得税15%、個人住民税5%）の税率により課税する。

○適用時期：金融商品取引法の改正法の施行の属する年の翌年1月1日以後に行う特定暗号資産の譲渡等について適用

○影響試算額：－

○条例改正：必要あり

## 2. 固定資産税関係

### (1) 新築住宅（認定長期優良住宅を含む）に係る特例措置の拡充・延長

・固定資産税の税額の減額措置等について、次の見直しを行った上、適用期限を5年延長する。

- ① 床面積要件の上限を240㎡以下（現行：280㎡以下）とする。
- ② 床面積要件の下限を40㎡以上（現行：50㎡以上）とする。
- ③ 災害危険区域等内において新築された住宅については、本特例の適用ができないこととする。

○適用時期：令和9年度分以後の固定資産税について適用

上記③の改正は、令和11年4月1日以後に新築された住宅に係る固定資産税について適用する。

○影響試算額：－

○条例改正：必要なし

### (2) バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置の拡充・延長

・対象家屋について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物全般に広げ、政府の補助を受けて基準に適合する改修工事を行ったものは、固定資産税額及び都市計画税額の3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（現行：3分の1）に相当する金額を減額することとし、適用期限を3年延長する。

#### 特別特定建築物

- ① 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの又は特別支援学校
- ② 病院又は診療所
- ③ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- ④ 集会場又は公会堂
- ⑤ 展示場
- ⑥ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ⑦ ホテル又は旅館
- ⑧ 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- ⑨ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
- ⑩ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- ⑪ 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)若しくはボートリング場又は遊技場
- ⑫ 博物館、美術館又は図書館  
など

○適用時期：令和9年度分以後の固定資産税について適用

○影響試算額：－

○条例改正：必要あり

(3) 再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の拡充・延長

- ・太陽光発電設備について、ペロブスカイト太陽電池を使用した設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について下表のとおり見直しを行った上、適用期限を3年延長する。

区 分	課税標準に乗ずる割合		
	現 行		改正後
大臣・知事配分資産	出力が1,000kW以上の発電設備	4分の3	2分の1
	出力が1,000kW未満の発電設備	3分の2	
上記以外の資産	出力が1,000kW以上の発電設備	4分の3 (参酌基準)	2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市の条例で定める割合
	出力が1,000kW未満の発電設備	3分の2 (参酌基準)	

○適用時期：令和9年度分以後の固定資産税について適用

○影響試算額：－

○条例改正：必要あり

- ・風力発電設備について、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく認定設備整備計画に従って取得した設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について下表のとおりとする。適用期限は3年とする。

区 分	課税標準に乗ずる割合
風力発電設備	3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市の条例で定める割合

○適用時期：令和9年度分以後の固定資産税について適用

○影響試算額：－

○条例改正：必要あり

(4) 固定資産税の免税点の見直し

- ・固定資産税について、現行20万円の家屋に係る免税点を30万円に、現行150万円の償却資産に係る免税点を180万円にそれぞれ引き上げる。

区分	現行	改正後
土地に係る免税点	30万円	変更なし
家屋に係る免税点	20万円	30万円
償却資産に係る免税点	150万円	180万円

○適用時期：令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用

○影響試算額：約6,300千円の減

○条例改正：必要あり

### 3. 軽自動車税関係

#### (1) 環境性能割の廃止

- ・軽自動車税環境性能割について、令和8年3月31日をもって廃止する。
  - 適用時期：令和8年3月31日をもって廃止
  - 影響試算額：約35,000千円の減
    - ※環境性能割の廃止に伴う地方税の減収分については、国費で補填
  - 条例改正：必要あり